

難病医療費 患者自己負担限度額表

	所得階層	月額限度額		
		入院	入院外	生計中心者が 患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民村税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	対象患者が生計中心者であるときは、左欄より算出した額の 1/2 に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,000 以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の場合	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が 80,001 円～140,000 円	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が 140,001 円以上	23,100	11,550	

【備 考】

1. 市町村民税が非課税の場合とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日を言う）において市・町付民税が課税されていない（地方税法第323法により免除されている場合を含む）場合をいう。
2. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
3. 災害時により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取り扱いをしても差し支えない。
4. 同一生計内に2人以上の対象者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担管理限度とする。